

「家計の資産形成を支援する制度の在り方に関する調査」概要

我が国資産形成制度の現状

◆自助努力の資産形成制度の拡充が必要

- 我が国の少子高齢化は着実に進行し、これに伴い社会保障制度への負担は増すと予想。2004年の公的年金改革で導入された給付抑制策により、老後の所得確保における公的年金の役割は、将来的に縮小する方向。私的年金による資産形成の必要性が増加。
- OECDによると、日本の年金制度は、公的年金の所得代替率、私的年金の対GDP比ともにOECD諸国の平均以下。公的年金を引き上げる選択肢が考えづらい以上、国際的な比較感においても、日本は国民の自助努力の向上、私的年金の拡大を目指すべき。
- 年金以外の資産形成の主要な目的として、子供の教育費が挙げられる。少子化が進む中で人的資源への投資は拡大すべき。
- 約1600兆円の家計金融資産があるが、半分以上が現預金。
- 確定拠出年金(DC)、従業員持株会、少額投資非課税制度(NISA)といった資産形成制度が存在するが、資産形成のニーズが増加し、生き方・働き方・雇われ方が多様化する中で、現状のままで対応が難くなっている。

米英の資産形成制度からの示唆

①資産形成の必要性の意識

- 公的年金改革に伴い、私的年金拡充策が打ち出され、国民の間に自助努力の資産形成の意識が根付いていった。

②カバレッジの拡大策としての職域重視

- 私的年金のカバレッジ拡大の方策として、職場経由、すなわち職域制度が重視されている。米国401(k)プランでは自動加入の制度設計が後押しされている。英国では、雇用主は、従業員を適格年金スキームに自動加入させることが義務付けられた。

③個人向けの制度は自由度の高さ重視

- 個人向けの制度は利用対象者を幅広く設定することで拡大が目指されている。米国IRAは、就労状況や職場の年金制度などに問わらず利用可能。英国では、誰でも利用可能である上に、使途目的を問わず引出制限もないISAが用意されている。2011年には未成年用のジュニアISAも導入された。

④個人による資産運用の支援策

- 資産形成制度において、一般的な個人であっても中長期的な資産運用を実践しやすくするための施策が打ち出されている。米国401(k)プランは、デフォルト商品を中心としたアプローチにシフトし、「適格デフォルト商品規則」が制定された。英国でも、自動加入の義務付けと同時に用意されたVESTの運用は、デフォルト商品が前提。
- デフォルト商品のタイプとしては、現在、ターゲット・データ・ファンド(TDF)が主流になると考えられている。

有識者ヒアリングを踏まえた論点整理

(1) 資産形成支援の意義

- 公的年金の役割後退や雇用の変化を踏まえると、自助努力の制度拡充が必要。
- 日本も、米英並みの私的年金拡充の努力をするべき。
- 資産形成の目的として、教育資金も重要。
- 家計金融資産の運用収益獲得の向上が必要。

(2) 制度利用のインセンティブ付け

- 人々が自立した個人として、自分で将来を考え資産形成に取り組む必要がある。
- 成人向けのライフ・プランニングにおいては、家計の総合的な収支の把握が第一歩。
- 職域制度が重要。給与天引きによる時間分散も重要なメリット。

(3) 生き方・働き方の多様化に対応可能な制度

- 人々の生き方、働き方が多様化していることを踏まえる必要がある。
- 多様化への対応策としては、人々が利用可能な選択肢を増やすことが考えられる。
- 他方、制度の複雑化は避けるべきであり、シンプルな制度体系を目指すべきだという意見もある。

(4) 資産形成支援のための税制措置

- 老後の生活資金(年金)の確保は、税制措置を付与する目的として、幅広く支持されている。
- 使途目的を限定しない英国ISAのような税制措置もある。

(5) リスク・ティキングの支援

- 中長期的に一定程度のリスクを取りリターンを追求する必要がある。
- 企業への投資には、社会・経済的な意義があることの理解が必要。
- 投資信託をなどの商品開発によるラインアップの拡充も有用。

(6) 金融リテラシーの重要性

- 金融リテラシーを得るために金融経済教育を、義務教育から導入すべき。

求められる制度改正

(1) 職場経由によるカバレッジの拡大

- 職場経由の資産形成支援制度の拡充を通じて、カバレッジを拡大するべく、DCや従業員持株会の制度改革、職域NISAの導入が求められる。

(2) 自由度の高い個人向け制度による受け皿

- 個人型DCの普及拡大策、自由度の高い資産形成制度であるNISAの拡充。

(3) 恒久的な税制措置を伴う制度

- 税制措置の付与は重要。年金はDCを拡充し、それ以外は使途目的のない制度を、NISAをベースに拡大発展させる。使途制限のない制度の恒久化が困難な場合は、教育費目的等の選択肢を拡充する。

(4) シンプルでクリアなリスク・ティキング支援制度

- DCにおいて「投資ガイド」のサービスが提供可能であることの明確化。
- DCの運用として一般に受け入れられるような要素を備える「コア・ファンド」を規定し、他の商品群とは別立てで提示することの容認。
- あるいは、デフォルト商品が一時的に元本割れを起こしても、受託者責任上の要件を満たしていれば雇用主が責任を問われることのないよう、セーフハーバー・ルールを策定。
- 制度の趣旨に合致するような運用商品の開発及び提供体制の確保も重要。

(5) 金融リテラシーの向上策

- 金融リテラシーの向上は、資産形成全般において必要不可欠。義務教育段階からの金融経済教育の強化が求められる。
- DCの投資教育の実施状況をモニタリングし、実施を確保することも有効。

NISAの制度改正案

- 職域NISAの導入
- 未成年への拡大
- 非課税投資額を、教育、住宅取得等の目的に資する水準に
- 5年の非課税期間の無期限化
- 制度存続期間の恒久化
- 口座内の資産の乗り換えの容認
- 持株会へのNISA適用

DCの制度改正案

- 拠出限度額の引き上げ
- 「生涯拠出限度額」の考え方の導入
- マッチング拠出の「企業拠出以下」という制約の撤廃
- 加入の制約を撤廃
- 「困窮時引出」の導入
- 特別法人税の撤廃
- 「コア・ファンド」、「投資ガイド」の導入
- 運用商品の除外を可能に